

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年5月15日
【四半期会計期間】	第70期第1四半期(自平成24年1月1日至平成24年3月31日)
【会社名】	株式会社三陽商会
【英訳名】	SANYO SHOKAI LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長兼社長執行役員 杉 浦 昌 彦
【本店の所在の場所】	東京都港区海岸一丁目2番20号
【電話番号】	東京03(6453)局3400番(代表)
【事務連絡者氏名】	経理財務本部 経理部長 中 島 和 也
【最寄りの連絡場所】	東京都港区海岸一丁目2番20号
【電話番号】	東京03(6453)局3400番(代表)
【事務連絡者氏名】	経理財務本部 経理部長 中 島 和 也
【縦覧に供する場所】	株式会社三陽商会 大阪支店 (大阪市中央区久太郎町二丁目4番11号クラブウアネックスビル8階) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第69期 第1四半期連結 累計期間	第70期 第1四半期連結 累計期間	第69期
会計期間	自平成23年 1月1日 至平成23年 3月31日	自平成24年 1月1日 至平成24年 3月31日	自平成23年 1月1日 至平成23年 12月31日
売上高（百万円）	23,425	26,432	104,614
経常利益（百万円）	166	2,059	1,652
四半期純利益又は四半期(当期)純 損失（ ）（百万円）	473	1,176	1,181
四半期包括利益又は包括利益 （百万円）	1,118	2,616	2,103
純資産額（百万円）	46,868	47,489	45,879
総資産額（百万円）	97,229	97,995	98,790
1株当たり四半期純利益又は四半 期(当期)純損失金額（ ）（円）	3.77	9.36	9.40
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額（円）	-	-	-
自己資本比率（％）	48.2	48.5	46.4

（注）1．当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載して
おりません。

2．売上高には、消費税等は含んでおりません。

3．潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりま
せん。

4．第69期第1四半期連結累計期間の四半期包括利益の算定にあたり、「包括利益の表示に関する会計基準」
（企業会計基準第25号 平成22年6月30日）を適用し、遡及処理しております。

2【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）において営まれている事業の内容
に重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

(1)経営成績の分析

当第1四半期連結累計期間（平成24年1月1日～平成24年3月31日）におけるわが国経済は、東日本大震災からの復興需要による内需の押し上げや、米景気の復調による輸出の好転などにより、緩やかに回復しております。しかしながら、円高の長期化や、今後の電力不足懸念などの不安要素もあり、国内景気と個人消費は先行き不透明な状況が続くと思われます。

当アパレル業界におきましては、消費者の節約志向は依然として強いものの、前年3月の震災の影響による落ち込みの反動や、3月中旬から暖かくなり出遅れていた春物衣料が伸びるなど、全体に前年を上回る状況で推移しました。

このような経営環境のなかで、当社グループは従来からの方針に基づく積極的な営業活動を展開すると同時に、商品企画、販路の見直しや柔軟な生産調整等、環境変化に対応した経営に注力してまいりました。また、業務の一層の効率化を追求するとともに、更なる発展に向けて今期に「中期経営戦略」を策定し、事業の選択と集中を基本方針に、業績の向上に努めてまいりました。

この結果、当社グループの当第1四半期の売上高は264億3千2百万円（前年同期比12.8%増）、営業利益は21億4千1百万円（前年同期比500.6%増）、経常利益は20億5千9百万円（前年同期比1,136.7%増）、四半期純利益は11億7千6百万円（前年同期は4億7千3百万円の四半期純損失）となりました。

なお、当社グループは、アパレルを核とするファッション関連事業の単一セグメントでありますので、セグメント情報の記載はしていません。

(2)財政状態の分析

当第1四半期連結会計期間末における資産総額は、前連結会計年度末に比べ7億9千4百万円減少し、979億9千5百万円となりました。これは商品及び製品が23億3千3百万円増加しましたが、売上債権が33億5千万円減少したこと等によるものであります。

負債総額は前連結会計年度末に比べ24億4百万円減少し、505億6百万円となりました。これは借入金が22億1千5百万円減少したこと等によるものであります。

また、純資産は利益剰余金が1億7千万円、その他有価証券評価差額金が14億1千3百万円それぞれ増加したこと等により474億8千9百万円となりました。

この結果、自己資本比率は48.5%となりました。

(3)事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更はありません。また、新たに生じた課題はありません。

会社の支配に関する基本方針及び当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）

（注）経営ビジョンにつきましては、平成24年度を起点とする「中期経営戦略」に沿った内容になっております。

会社の支配に関する基本方針の内容について

（イ）当社の企業理念、ＣＳＲ基本方針及び経営ビジョン

当社は、当社の企業理念、ＣＳＲ基本方針及び経営ビジョンについて、以下のとおりを考えております。

（企業理念）

「真・善・美」を社是とし、ファッションを通じ、美しく豊かな生活文化を創造し、社会の発展に貢献することを経営理念としています。

（ＣＳＲ基本方針）

ファッション製品を製造販売する事業活動を通じ、三陽商会の社会的存在意義を常に考えつつ、社会に有用な製品・サービスを提供することで、企業価値の持続的向上を追求することが、当社の社会に対する責任の基本であると考えます。

事業活動の遂行においては、株主、顧客、社員、仕入先、得意先、地域社会、その他の当社に関連する全ての方々の満足と信頼を獲得することを念頭に、誠実で健全な、社会的に正しい行動をとることを基本に考えます。

（経営ビジョン）

「ＨＡＰＰＹ創造企業」をめざして

アパレルメーカーとして培った高品質・高感度なものづくりをベースに消費者が求める様々な付加価値を複合的に提供することで「ＨＡＰＰＹ」を創造し続ける「オンリーワン企業」をめざします。

当社が創造する「ＨＡＰＰＹ」とは、すべてのステイクホルダーとともに歩み、それぞれの夢を実現していくことと考えます。

- ・お客様とともに 「品質」と「サービス」の向上による「顧客満足」
- ・お取引先とともに 信頼関係の構築と「Win - Win」の関係
- ・従業員とともに 一人ひとりが感じる「やりがい」
- ・株主の皆様とともに 透明性と安定性が高い経営
- ・社会とともに 地域社会への貢献と環境への配慮

そしてこの考え方に立脚して以下の方針を「中期経営戦略」に盛り込んでおります。

１．事業ポートフォリオの再構築による事業領域の拡大

販路の多角化の推進をし、バーバリー以外のビジネスの強化・拡大（次期主力事業の確立）、新たな消費者（Ｆ１層・Ｍ１層、ファミリー層）へのアクセスを強化いたします。また、海外事業の強化をいたします。

２．新たなビジネスモデルの運営を支える社内基盤の整備と強化

消費者志向の「価値創造」と「価値提供」をいたします。また、サプライチェーンの効率化を実現いたします。そのために店頭起点の組織運営の構築と組織体制・人事制度の整備をいたします。

当社はこのような企業理念、ＣＳＲ基本方針及び経営ビジョンこそが当社の企業価値及び株主共同の利益の源泉に他ならないと考えております。

（ロ）基本方針の内容

当社は、昭和46年7月より、株式を東京証券取引所へ上場、市場に公開しております。上場会社である以上、当社取締役会が、当社株主の皆様及び投資家の皆様による当社株式の売買を妨げることはありません。当社取締役会といたしましては、上記（イ）「当社の企業理念、ＣＳＲ基本方針及び経営ビジョン」で述べた当社の企業理念、ＣＳＲ基本方針及び経営ビジョンを背景に、中長期的視点から当社の企業価値及び株主共同の利益の向上をめざし、これによって当社株主の皆様が長期的かつ継続的に当社の経営方針に賛同し、当社への投資を継続していただくために邁進いたしますが、大規模買付者が出現した場合、当該大規模買付者が当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適切であるか否かの判断につきましては、最終的には当社株主の皆様が意思に委ねられるべきであると考えております。

しかしながら、株式の大規模買付行為又はこれに類する行為の中には、その目的・態様等から見て企業価値及び株主共同の利益を毀損するもの、大規模買付行為又はこれに類する行為に応じることを対象会社の株主に強要して不利益を与えるおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主に対し大規模買付行為又はこれに類する行為の内容や大規模買付者についての十分な情報を提供せず、取締役会や株主による買付条件等の検討や対象会社の取締役会の代替案の提案に要する十分な時間を提供しないもの等、対象会社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上を妨げ、個々の株主の皆様の判断に委ねるべき前提を欠くものも少なくありません。

当社は、このように当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上を妨げるような大規模買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えており、このような大規模買付行為に対しては、当社株主の皆様の事前の承認や、当社株主の皆様の意思決定に基づき、当社取締役会が、法令及び定款によって許容される限度において当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上のための相当な措置を講じるべきであると考え、これを、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針といたします。

会社の支配に関する基本方針の実現に資する取組みについて

当社では、上記（イ）「当社の企業理念、C S R基本方針及び経営ビジョン」で述べた、当社の企業理念、C S R基本方針及び経営ビジョンの下、当社の企業価値及び株主共同の利益の向上に努めております。「中期経営戦略」においては、次期主力事業への経営資源の集中投資、新規事業開発、消費者志向の新しい価値創造と価値提供を実現する企業への変革、サプライチェーンの高効率化の推進からなる「事業戦略」、新たなビジネスモデルに対応できる組織体制の整備、従業員満足度の向上を目指した人事制度の整備からなる「組織・モチベーション戦略」を二つの重点戦略としており、この「中期経営戦略」を着実に実行していくことが当社の企業価値を向上させ、ひいては株主共同の利益の最大化に資すると考えております。

また、当社は、コーポレート・ガバナンス体制の充実に向けた取組みを経営上の最重要課題の一つと認識しております。平成19年3月29日開催の定時株主総会より、取締役会における迅速な意思決定と業務監督機能の強化を図るため、取締役の人数を6名にするとともに、内1名を社外取締役といたしました。監査役につきましても常勤監査役2名、社外監査役3名の体制といたしました。更に、平成22年3月30日開催の定時株主総会において、6名の取締役に加えて、あらたに2名の社外取締役を増員する議案を提出し承認され、経営体制の一層の充実・強化を図りました。内部統制体制の整備・強化につきましては、内部統制委員会及び内部統制推進室を設置し、また監査役、内部監査室とも連携し、会社法及び金融商品取引法への対応にとどまらず、業務改革の視点からも整備を強力に進めております。

会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みについて

当社は、平成23年2月14日開催の取締役会において、上記「会社の支配に関する基本方針の内容について」で述べたような会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一つとして、平成20年3月28日開催の当社定時株主総会の決議に基づき導入した当社株式の大規模買付行為に関する対応方針の内容を、平成23年3月開催の当社定時株主総会の承認を得ることを条件に、一部改定した上で継続することを全取締役の賛成により決定しました（以下、改定後の対応方針を「本対応方針」といいます。）。本対応方針は平成23年3月30日開催の当社定時株主総会において承認の決議を得ております。

その具体的内容は以下のとおりです。

大規模買付行為に関する基本的考え方

もとより、当社取締役会は、あらゆる大規模買付行為に対して否定的な見解を有するものではありません。しかし、株式の大規模買付行為の中には、必ずしも対象会社の企業価値、ひいては、株主共同の利益を確保し、向上させることにはならないと思われるものも少なくありません。そのような大規模買付行為に対しては、当社として、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上が妨げられるような事態が生ずることのないように、上記「会社の支配に関する基本方針の内容について」で述べたような基本方針に基づき、予め何らかの対応方法を用意する必要があると考えます。もっとも、当社の企業価値を毀損し、会社の利益ひいては株主共同の利益を害する大規模買付行為以外の大規模買付行為については、それを受け入れるべきか否かの最終的な判断は、当社取締役会ではなく当社株主の皆様に委ねられるべきものと考えております。

上記のように、大規模買付行為に対する最終的な判断が当社株主の皆様委ねられるべき場合において、これに対して当社株主の皆様が適切な判断を行うためには、当社株主の皆様が十分な情報提供がなされ、かつ、熟慮に必要な十分な時間が与えられる必要があります。このような観点から、本対応方針は、大規模買付者に対して、以下に述べるような情報提供を行うこと、及び、当社株主の皆様のための熟慮に必要な時間が経過するまでは大規模買付行為を開始しないことを求めることを基本としております。

なお、上記「会社の支配に関する基本方針の実現に資する取組みについて」で述べた当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上のための取組みに鑑みれば、大規模買付者からのみならず、当社取締役会からも適切な情報提供がなされることが、当社株主の皆様が大規模買付行為の買付対価をはじめとした諸条件の妥当性等を判断する上で、役立つものと考えられます。このような観点から、当社取締役会としては、当社株主の皆様がより適切な判断を下せるよう、大規模買付者に対して大規模買付行為に関する情報提供を求め、かかる情報提供がなされた後、当社取締役会においてこれを評価・検討し、当社取締役会としての意見を取りまとめて公表いたします。そして、当社取締役会が必要と判断した場合には、当社取締役会は大規模買付者との交渉や当社株主の皆様への代替案の提示を行うこととします。

当社取締役会は、大規模買付行為が、上記の基本的な考え方を具体化した一定の合理的なルールに従って進められることが、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に資すると考え、当社株式の大規模買付行為に関するルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を設定し、大規模買付者に対して大規模買付ルールの遵守を求めます。そして、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合には、当社取締役会は、当該ルールの違反のみをもって、一定の対抗措置を講じることができるといたします。上記の基本的な考え方に照らし、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しないこと自体が、当社株主の皆様が適切な判断をするために必要な情報と時間の確保に対する脅威であり、当社株主共同の利益を損なうものと考えられるからです。また、当該ルールを予め設定し透明性を図ることは、当該ルールを設定していない場合に比して、大規模買付者の予見可能性を確保し、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に適うような大規模買付行為に対してまで萎縮的効果を及ぼしこれを制限してしまう事態を、未然に防止できることにもなると考えております。

なお、大規模買付ルールの詳細については、当社ホームページ(<http://www.sanyo-shokai.co.jp/>)に掲載している平成23年2月14日付「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の一部改定及び継続について」をご覧ください。

本対応方針が会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の役員の地位の維持を目的とするものでないことについて

本対応方針は、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（1.企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、2.事前開示・株主意思の原則、3.必要性・相当性確保の原則）を以下のとおり充足しており、高度な合理性を有していると同時に、上記「会社の支配に関する基本方針の内容について」で述べた基本方針に沿うものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、当社の役員の地位の維持を目的とするものでありません。

また、本対応方針は、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の趣旨も踏まえた内容となっております。

(イ)当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本対応方針は、大規模買付行為が行われた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを当社株主の皆様が判断するために必要な情報や時間、あるいは当該大規模買付行為に対する当社取締役会の意見や当社取締役会による代替案の提示を受ける機会を確保すること等を可能にするものであり、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されるものです。

(ロ)株主の合理的意思に依拠したものであること

当社は、平成23年3月30日開催の当社定時株主総会において、本対応方針を議案としてお諮りし、承認の決議

を得ております。そのため、本対応方針の内容は、当社株主の皆様の合理的意思に依拠したものとなっております。

さらに、取締役会の選択により株主意思の確認手続として株主総会が開催される場合には、対抗措置の発動は、当社株主の皆様の直接の意思に依拠することになりますし、また、取締役会が独立委員会への諮問を選択した場合も、株主総会から授権された独立委員会が対抗措置発動の要否を取締役に勧告するものです。

(ハ)独立性の高い社外者の判断の重視

当社は、本対応方針の運用に関し、対抗措置発動等の運用に際して、当社取締役会の恣意的判断を排除し、当社株主の皆様のために客観的かつ合理的な判断に基づき、当社取締役会に対し勧告を行う諮問機関として、株主総会から授権された独立委員会を設置します。

また、独立委員会の委員は3名以上6名以内とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立し、当社及び当社の業務執行を行う経営陣との間に特別の利害関係を有していない社外取締役、社外監査役、弁護士、公認会計士、税理士、学識経験者、投資銀行業務又は当社の業務領域に精通している者、社外の経営者の中から、取締役会の決議により選任されます。

(二)合理的な客観的発動要件の設定

本対応方針は、予め定められた合理的かつ詳細な客観的発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを十分に確保しているものといえます。

(ホ)取締役の恣意的判断防止のための措置

本対応方針においては、取締役会は株主総会の意思を直接確認し、又は、株主総会から授権された独立委員会の勧告を最大限尊重するように設定されております。このように、大規模買付ルールが遵守された場合の対抗策の発動について、対抗措置の発動は当社株主の皆様の意思又は独立委員会の勧告に基づきなされるものであり、当社取締役会による恣意的な対抗措置の発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

(ヘ)デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本対応方針は、当社の株主総会又は株主総会で選任された取締役で構成される取締役会によりいつでも廃止することができるものとされておりますので、いわゆるデッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、対抗措置の発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は期差任期制を採用していないため、本対応方針はスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、対抗措置の発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

(4)研究開発活動

特記事項はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	400,000,000
計	400,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成24年3月31日)	提出日現在発行数(株) (平成24年5月15日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	126,229,345	126,229,345	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数 1,000株
計	126,229,345	126,229,345	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成24年1月1日～ 平成24年3月31日	-	126,229,345	-	15,002	-	3,800

(6)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成23年12月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成23年12月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式（自己株式等）	-	-	-
議決権制限株式（その他）	-	-	-
完全議決権株式（自己株式等）	普通株式 479,000	-	-
完全議決権株式（その他）	普通株式 124,954,000	124,954	-
単元未満株式	普通株式 796,345	-	-
発行済株式総数	126,229,345	-	-
総株主の議決権	-	124,954	-

（注）1 「完全議決権株式（その他）」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が1,000株含まれております。また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数1個が含まれております。

2 「単元未満株式」には当社所有の自己株式988株が含まれております。

【自己株式等】

平成23年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数（株）	他人名義所有 株式数（株）	所有株式数の 合計（株）	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合（％）
(株)三陽商会	東京都港区海岸 1 - 2 - 20	479,000	-	479,000	0.38
計	-	479,000	-	479,000	0.38

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第1四半期連結会計期間（平成24年1月1日から平成24年3月31日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成24年1月1日から平成24年3月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (平成23年12月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成24年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	8,731	9,178
受取手形及び売掛金	13,980	10,630
商品及び製品	22,869	25,202
繰延税金資産	2,763	2,126
その他	1,439	1,237
貸倒引当金	78	65
流動資産合計	49,706	48,309
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	6,852	6,706
土地	18,996	18,996
その他(純額)	1,672	1,675
有形固定資産合計	27,520	27,378
無形固定資産	2,071	2,098
投資その他の資産		
投資有価証券	10,848	12,775
繰延税金資産	2,196	1,338
敷金及び保証金	5,848	5,526
その他	726	681
貸倒引当金	128	112
投資その他の資産合計	19,491	20,208
固定資産合計	49,083	49,686
資産合計	98,790	97,995

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (平成23年12月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成24年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	15,984	14,498
短期借入金	16,528	16,028
未払消費税等	253	404
未払法人税等	128	50
賞与引当金	557	1,393
返品調整引当金	610	510
その他	4,055	4,430
流動負債合計	38,117	37,315
固定負債		
長期借入金	10,176	8,461
長期未払金	797	788
再評価に係る繰延税金負債	1,722	1,722
退職給付引当金	1,744	1,837
その他	352	381
固定負債合計	14,793	13,191
負債合計	52,911	50,506
純資産の部		
株主資本		
資本金	15,002	15,002
資本剰余金	10,061	10,061
利益剰余金	20,085	20,256
自己株式	231	232
株主資本合計	44,917	45,088
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	629	2,043
土地再評価差額金	405	405
為替換算調整勘定	74	48
その他の包括利益累計額合計	961	2,400
純資産合計	45,879	47,489
負債純資産合計	98,790	97,995

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第 1 四半期連結累計期間】

(単位 : 百万円)

	前第 1 四半期連結累計期間 (自 平成23年 1 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)	当第 1 四半期連結累計期間 (自 平成24年 1 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)
売上高	23,425	26,432
売上原価	11,314	13,206
売上総利益	12,110	13,225
販売費及び一般管理費	11,754	11,084
営業利益	356	2,141
営業外収益		
受取利息	3	4
受取配当金	0	0
受取賃貸料	199	178
その他	11	40
営業外収益合計	214	223
営業外費用		
支払利息	76	68
賃貸費用	123	111
持分法による投資損失	200	101
その他	3	22
営業外費用合計	404	304
経常利益	166	2,059
特別利益		
貸倒引当金戻入額	7	-
投資有価証券売却益	-	34
特別利益合計	7	34
特別損失		
固定資産除却損	12	-
ゴルフ会員権評価損	0	-
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	295	-
災害による損失	163	-
特別損失合計	473	-
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失 ()	299	2,094
法人税、住民税及び事業税	21	14
法人税等調整額	153	902
法人税等合計	174	917
少数株主損益調整前四半期純利益又は少数株主損益調整前四半期純損失 ()	474	1,176
少数株主損失 ()	0	-
四半期純利益又は四半期純損失 ()	473	1,176

【四半期連結包括利益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成23年1月1日 至 平成23年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成24年1月1日 至 平成24年3月31日)
少数株主損益調整前四半期純利益又は少数株主損益 調整前四半期純損失()	474	1,176
その他の包括利益		
其他有価証券評価差額金	664	1,413
為替換算調整勘定	20	26
その他の包括利益合計	644	1,439
四半期包括利益	1,118	2,616
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	1,117	2,616
少数株主に係る四半期包括利益	0	-

【連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更】

該当事項はありません。

【会計方針の変更等】

該当事項はありません。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

該当事項はありません。

【追加情報】

当第1四半期連結累計期間 (自 平成24年1月1日 至 平成24年3月31日)
(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用) 当第1四半期連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

【注記事項】

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び前第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成23年1月1日 至 平成23年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成24年1月1日 至 平成24年3月31日)
減価償却費	268百万円	239百万円
のれんの償却額	4	-

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自 平成23年1月1日 至 平成23年3月31日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年3月30日 定時株主総会	普通株式	1,509	12	平成22年12月31日	平成23年3月31日	利益剰余金

当第1四半期連結累計期間(自 平成24年1月1日 至 平成24年3月31日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年3月29日 定時株主総会	普通株式	1,005	8	平成23年12月31日	平成24年3月30日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成23年1月1日至平成23年3月31日)及び当第1四半期連結累計期間(自平成24年1月1日至平成24年3月31日)

当社グループは、アパレルを核とするファッション関連事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成24年1月1日 至平成24年3月31日)
1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額()	3円77銭	9円36銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額又は四半期純損失金額() (百万円)	473	1,176
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額又は四半期純損失金額()(百万円)	473	1,176
普通株式の期中平均株式数(千株)	125,753	125,747

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年 5 月15日

株式会社 三陽商会
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	櫻 井 紀 彰	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	友 野 浩 司	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	川 端 美 穂	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社三陽商会の平成24年1月1日から平成24年12月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成24年1月1日から平成24年3月31日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成24年1月1日から平成24年3月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社三陽商会及び連結子会社の平成24年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。